

多賀城市告示第54号

多賀城市花のまちづくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月16日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市花のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、都市緑化の向上を図るため、市内で活動する法人その他の団体（以下「団体」という。）が行う花等の植栽事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該団体に対し、予算の範囲内において多賀城市花のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象となる団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市の緑化の向上を目的としたものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 補助事業に関し、市又は他の団体から、補助金又は交付金を受けていないこと。

(4) 補助事業を行うに当たり、市道、公園、地区集会所（多賀城市地区集会所建設事業費補助金等交付規則（昭和62年多賀城市規則第13号）第2条第1号に規定する地区集会所をいう。以下同じ。）その他の公共の場所の管理者又は所有者の同意が得られていること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

（交付対象等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市道、公園、地区集会所その他の公共の場所に設置されている花壇又はプランター類に植栽する花苗、種子又は球根の購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、60,000円を上限とする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条の規定による申請は、多賀城市花のまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

- (4) 現況写真（補助事業着手前のもの）
- (5) 団体の概要等を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第5条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、多城市花のまちづくり事業計画変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合には、多賀城市花のまちづくり事業廃止届出書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第6条 規則第11条の規定による実績報告は、多賀城市花のまちづくり事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく行わなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 対象経費に係る請求書及び領収書の写し

(4) 補助事業の実施状況写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第14条の規定により確定払により交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、同条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、請求書（様式第9号）を市長に提出するものとし、市長は当該請求書により補助金を交付するものとする。

(立入り検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第9条 補助対象者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。